(D)　国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証書（(A)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、当該貸付金又は当該債務証書がこの(1)に別に規定する投資財産の基準を満たす場合には、投資財産である。

(d)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

ただし、次の金銭債権は、投資財産には当たらない。

(i)　次のもののみから生ずる金銭債権

(i)　一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約

(ii)　商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、(c)に規定する貸付金を除く。）

(j)　(i)に規定する金銭債権以外の金銭債権であって、(a)から(h)までに規定する種類の権益に関連しないもの

(2)　「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(a)　当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(b)　当該締約国の企業

注釈　締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合（投資財産の設立を認める免許又は許可のため申請を行った場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(3)　(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(c)　企業が投資家と「提携」するとは、当該企業が当該投資家を支配し、若しくは当該投資家によって支配される場合又は当該企業及び当該投資家が同一の投資家によって支配される場合をいう。

(4)　「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。）をいう。

(5)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(6)　「金融機関」とは、その金融機関が所在する区域の締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。

(7)　「区域」とは、

(a)　日本国については、(i)日本国の領域並びに(ii)日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(b)　ペルー共和国については、ペルー共和国がペルー共和国の憲法の関連規定及び国際法に従い主権又は主権的権利及び管轄権を行使する本土の領土、諸島、海域及びその上空をいう。

注釈　この(7)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(8)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(9)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定又は行政上の行為を含む。）をいう。

注釈　司法上の決定については、第十八条２及び４の規定を適用する。

第二条　適用範囲

1　この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次のものに関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後に設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c)　第六条及び第二十六条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であって、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

注釈　この協定のいかなる規定も、この協定の効力発生の前に生じた損害について、この協定に基づく請求権を投資家に与えることを意図するものではない。

3　各中央政府は、この協定に基づく各締約国の義務を履行するに当たり、自国の区域内の地域の又は地方の政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　地域の又は地方の政府に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地域の又は地方の政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

3　1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　投資活動に関して与えられる1に規定する待遇には、第十八条に規定する制度のような紛争解決のための制度であって、他の国際的な投資に関する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解される。

第五条　待遇に関する最低限度の基準

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　1の規定の適用上、「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。